

公告 第232号
2024年2月15日

テレビ朝日健康保険組合
理事長 佐々木 克巳



公 告

任意継続被保険者の2024年4月1日から2025年3月31日までの標準報酬月額は、下記のとおりとなりますのでここに公告します

記

以下の1か2のいずれか低い額

1. 任意継続被保険者が一般被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
2. 2023年9月30日における全被保険者（特例退職被保険者を除く）の標準報酬月額を平均した額（595,258円）を基準とした標準報酬月額

590,000円

この額が適用される期間

2024年4月1日から2025年3月31日

以上